

昨今の「表現の自由」諸問題

～香川ゲーム条例、鳥取有害図書指定、AV新法、AIと著作権、
インボイス、副業300万円以下雑所得問題etc～

2022年8月31日版

山田太郎事務所

V2

香川ゲーム条例裁判

香川県ゲーム条例裁判：高松地裁の判決要旨（画像）

プライバシー保護の観点から取扱注意

令和2年（ワ）第339号 損害賠償請求事件
高松地方裁判所民事部

判 決 要 旨

- 1 本件条例が憲法13条、14条1項、21条1項、22条、26条、29条、
5 31条、94条及び児童の権利に関する条約に違反するものというだけでは
なく、原告の主張は認められない。
その理由は、以下のとおりである。
- 2 本件条例の立法目的の合理性についてみるに、過度のネット・ゲームないしオン
ラインゲームの使用は、本人の主として社会生活上の問題ないし支障・弊害を引き
10 起こす可能性が相当数指摘されている状況であり、医学的な知見が確立したとはい
えないまでも、そうした支障や弊害が生じる可能性そのものは、疾病であると、病
態・状態であるとを問わず否定できないこと、青少年は特にその影響を受けやすく、
より一層生育に支障を来す可能性があること、時に治療を必要とする場合もあり、
本人のほかその養育に責務を有する保護者らが医療的対応を求めて専門施設に相
15 談する件数が多数に上っている実情があり、既に複数の医療機関において対応を余
儀なくされていることはいずれも明らかであり、これを予防すべき社会的要請につ
いては、一定の根拠に基づき認めることができる。
そして、こうした事象に取り組む専門家らによれば、心理的介入等といった治
療のほか、これらの弊害の可能性を教えることを含めて本人と家族が十分な話し
20 合いをするといった依存症に陥る前の予防も重要とされているところであるか
ら、本件条例が、これらの専門家の意見を踏まえ、保護者に対し、一定の目安を
示した上で、子どもがゲーム依存状態に陥ることのないよう配慮を求め（本件条
例6条2項）、保護者が子どもと話し合いの機会を持つよう努力を促す（同18条
1項）という制限的でない定めを置くことは、立法手段として相当でないとはい
25 えない。

- 3 本件条例は、そもそも原告らにおいて何ら具体的な権利の制約を課すものでは

プライバシー保護の観点から取扱注意

なく、原告らの主張する諸権利は、いずれも、基本的人権として保障される内容
のものではない。

また、もし仮に、本件条例が、原告らの何らかの権利を制限するものと解する
余地があるとしても、本件条例は努力目標であり、罰則もないことなどからする
5 と、必要最小限度の制約であり、これらの制約が許されないとはいえない。

以上

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

香川県ゲーム条例裁判：争点

争点1 - ①：

本件条例が憲法21条及び31条に違反するか（明白性の原則に反するか）

争点1 - ②：

本件条例が憲法94条に違反するか（※「法律の範囲内」か否か等）

争点1 - ③：

本件条例の立法目的の正当性及び目的と手段との間の実質的関連性が認められるか

争点1 - ④：

本件条例が憲法14条1項に違反するか（※香川県民だけの区別が合理的か）

争点1 - ⑤：

本件条例が憲法21条1項に違反するか（※スマホ利用の制限であり知る権利等の制限か）

争点1 - ⑥：

本件条例が憲法22条に違反するか（※eスポーツプロ等の職業選択の自由を制限するか）

争点1 - ⑦：

本件条例が憲法26条に違反するか（※スマホ利用の家庭教育を受ける権利等の制限か）

争点1 - ⑧：

本件条例が憲法29条に違反するか（※ゲーム機・スマホの利用制限であり財産権制限か）

争点1 - ⑨：

本件条例が憲法13条に違反するか（※eスポーツを楽しむ幸福追求権等の侵害か）

争点1 - ⑩：

原告らの主張する各人権が基本的人権として保障されているか

争点2：

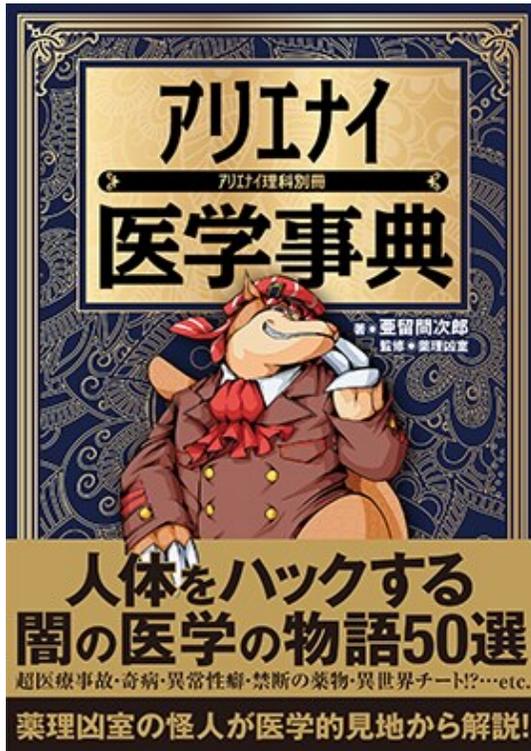
原告らの損害

香川県ゲーム条例裁判：高松地裁の判決要旨（テキスト）

- 1 本条例が憲法13条、14条1項、21条1項、22条、26条、29条、31条、94条及び児童の権利に関する条約に違反するものということとはできず、原告の主張は認められない。
その理由は、以下のとおりである。
- 2 本件条例の立法目的の合理性についてみるに、過度のネット・ゲームないしオンラインゲームの使用は、本人の主として社会生活上の問題ないし支障・弊害を引き起こす可能性が相当数指摘されている状況であり、医学的な知見が確立したとはいえないまでも、そうした支障や弊害が生じる可能性そのものは、疾病であると、病態・状態であるとを問わず否定できないこと、青少年は特にその影響を受けやすく、より一層生育に支障を来す可能性があること、時に治療を必要とする場合もあり、本人のほかその養育に責務を有する保護者らが医療的対応を求めて専門施設に相談する件数が多数に上っている実情があり、すでに複数の医療機関において対応を余儀なくされていることはいずれも明らかであり、これを予防すべき社会的要請については、一定の根拠に基づき認めることができる。
そして、こうした事象に取り組む専門家らによれば、心理的介入等といった治療のほか、これらの弊害の可能性を教えることを含めて本人と家族が十分な話し合いをするといった依存症に陥る前の予防も重要とされているところであるから、本件条例が、これらの専門家の意見を踏まえ、保護者に対し、一定の目安を示した上で、子どもがゲーム依存状態に陥ることのないよう配慮を求め（本件条例6条2項）、保護者が子どもと話し合いの機会を持つよう努力を促す（同18条1項）という制限的でない定めを置くことは、立法手段として相当ではないとはいえない。
- 3 本件条例は、そもそも原告らにおいて何ら具体的な権利の制約を課すものではなく、原告らの主張する諸権利は、いずれも、基本的人権として保障される内容のものではない。
また、もし仮に、本件条例が、原告らの何らかの権利を制限するものと解する余地があるとしても、本件条例は努力目標であり、罰則もないことなどからすると、必要最小限度の制約であり、これらの制約が許されないとはいえない。

鳥取県有害図書指定

三オブックス：Amazonで販売禁止になった書籍



発売日：2020/04/03



発売日：2021/04/05



発売日：2021/10/13

2022年2月にこれらの書籍がAmazonで販売禁止になっていることが発覚

出典：いずれも三オブックスHPより

(左) <https://www.sansaibooks.co.jp/arienai/%e3%82%a2%e3%83%aa%e3%82%a8%e3%83%8a%e3%82%a4%e5%8c%bb%e5%ad%a6%e4%ba%8b%e5%85%b8.html>

(中) <https://www.sansaibooks.co.jp/arienai/%e3%82%a2%e3%83%aa%e3%82%a8%e3%83%8a%e3%82%a4%e5%b7%a5%e4%bd%9c%e8%be%9e%e5%85%b8.html>

(右) <https://www.sansaibooks.co.jp/mook/%E8%A3%8F%E3%82%B0%E3%83%83%E3%82%BA%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%83%AD%E3%82%B02022.html>

鳥取県：「青少年に有害な図書類の指定」の告示

鳥取県告示第43号 同年2月4日、鳥取県が有害図書指定の告示をしていた

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号、第2号及び第3号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 指定 番号 | 種別 | 図書類 | | |
|----------|----|----------------------------|-----------------------|------------|
| | | 題名及び号数 | 発行記号等 | 表示された発行所名 |
| 7310 | 雑誌 | <u>裏グッズカタログ2022</u> | ISBN978-4-86673-279-4 | 株式会社三オブックス |
| 7311 | 〃 | 昭和の不思議101 2021-2022年冬の男祭り号 | ISBN978-4-8130-4381-2 | 株式会社大洋図書 |
| 7312 | 〃 | 闇世界DX | ISBN978-4-86653-574-6 | 株式会社コアマガジン |
| 7313 | 〃 | 異常な国ニッポンDX | ISBN978-4-86653-575-3 | 〃 |
| 7314 | 〃 | 実話ナックルズ 月刊2・3月合併号 | 4910048770321-00537 | 株式会社大洋図書 |
| 7315 | 書籍 | フェイクゴシップ | ISBN978-4-8019-7386-2 | 株式会社竹書房 |
| 7316 | 〃 | 南くんはその声に焦らされたい | ISBN978-4-7730-6224-3 | 株式会社笠倉出版社 |
| 7317 | 〃 | <u>アリエナイ工作事典</u> | ISBN978-4-86673-249-7 | 株式会社三オブックス |
| 7318 | 〃 | <u>アリエナイ医学事典</u> | ISBN978-4-86673-163-6 | 〃 |

Amazon : 各ストアにおける商品登録に関する注意事項

各ストアにおける商品登録に関する注意事項

本(和書)

- 日本での販売権がない商品の登録は禁じられています。
- 登録できるのは、ISBN、JAN、UPC、EANなどの商品コードがある和書のみです。
- 商品登録の際には、可能な限り詳しい情報を入力してください。
- 「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に定められた不健全図書は商品登録できません。同条例に定められた不健全図書とは、青少年の健全な育成を阻害するものとして東京都知事により指定された図書です。
- 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制および処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童ポルノ法)」など、日本の法令を順守していない商品は登録できません。
- 主たるテーマとして同意のない性交渉が極めて暴力的(または虐待的に)および写實的に描写されている作品、および主たるテーマとして猥褻が描写されている商品は登録できません。

出典 :

https://sellercentral.amazon.co.jp/help/hub/reference/external/200329080?ref=efph_200329080_cont_200216070&locale=ja-JP#GUID-2CE07D27-1EA7-4248-9EAA-E47F2828C9DA__SECTION_959140557F4C40BB9D0DFE9B340D624C

Amazon：出品禁止商品例

出品禁止商品例

当サイトは、以下の基準を踏まえ、独自の裁量により不適切と判断するアダルト商品を当サイト上から削除します。

- **同人誌、同人PCソフト・CD**：著作権者の許諾を得ていないあらゆるアダルトメディア商品またはその二次的著作物（他者の創作物のストーリー、キャラクターなどを基にして二次的に創作された派生商品）。
- 当サイトが定めるアダルトフラグを設定していないアダルト商品。
- 当サイトが定めるブラウズノードに属していないアダルト商品。
- 性器、肛門、乳首または臀部などの体の一部分が露出している商品。
- ブローアップドールを除く頭部の付いたセックスドール。
- 精巧に性器を模したアダルト商品など、わいせつ物に該当すると考えられる商品。
- 主たるテーマとして、同意のない性交渉が、極めて暴力的（または虐待的に）および写實的に描写されている商品。
- 主たるテーマとして、獣姦が描写されている商品。
- 各自治体の「青少年保護育成条例」によって指定された有害、不健全図書およびそのシリーズ。
- 「刑法」および「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制および処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ法）」などの法規に抵触する商品。
- 性的に刺激を与え、または興奮させる18歳未満の児童の画像を含む商品。

注：書籍の出品・登録に際しては、商品ページ上で書籍の出演者（モデル）の撮影時年齢が18歳以上であることが確認できない商品については、当サイト独自の裁量により、当該書籍の商品ページの削除を行う場合があります。性的に刺激を与える、または興奮させる画像を含む商品の出品・登録を行う際は必ず出演者の撮影時年齢を確認し、商品ページの商品説明等に、出演者（モデル）の撮影時年齢が18歳以上である旨を明記してください。

- 当サイトが販売を許可していない商品。

各ネット書店で分かれる対応

Rakuten ブックス



アリエナイ医学事典

すべてのジャンル



楽天ブックスはいつでも全品送料無料!

トップ 本 電子書籍(楽天Kobo) 雑誌 雑誌配信 洋書 DVD・ブルーレイ CD 音楽配信 ゲーム PCソフト・周辺機器

R18+

絞り込み

ジャンル

本 (1)

電子書籍 (2)

在庫状況

注文可能

在庫あり

あす楽

予約受付中

発売日

発売月

2022年06月

2022年07月

2022年08月

2022年09月

2022年10月

「アリエナイ医学事典」の検索結果

キーワード条件追加

1件~3件 (全 3件)

おすすめ順 売上順 新しい順 その他

表示件数: 30件



本 アリエナイ医学事典

亜留間次郎

ISBN : 9784866731636

★★★★☆ 4.62 (レビュー8件)

2020年04月06日頃発売 / 三オブックス / 単行本

1,650円 (税込) 送料無料

●入荷予約 (入荷次第発送)

買い物かごに入れる

紙書籍版の他にもご購入可能です

楽天Kobo 電子書籍版 1,540円



電子 アリエナイ医学事典 [電子書籍版]

亜留間次郎

商品番号 : 8892100001036

★★★★☆ 4.67 (レビュー3件)

2020年06月01日発売 / 科学・医学・技術 / 三オブックス / 対応端末: 電子書籍

リーダー, Android, iPhone, iPad

1,540円 (税込)

買い物かごに入れる

電子書籍版の他にもご購入可能です

紙書籍版 1,650円

立ち読み

出典: 楽天ブックス (2022年8月31日17:00時点)

鳥取県青少年健全育成条例：第13条

(有害図書類の指定等)

第13条 知事は、**図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当**すると認めるときは、当該図書類を**青少年に有害な図書類として指定**することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの
 - (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの
 - (3) 青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの
- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- 4 次の各号のいずれかに該当する図書類は、第1項の規定による指定がない場合であっても、青少年に有害な図書類とする。
- (1) 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)の数が20ページ以上あるもの又は当該書籍、雑誌その他の刊行物のページの総数の5分の1以上を占めるもの
 - (2) フィルム又は映像等記録媒体であつて、全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が10以上のもの
 - (3) 図書類の閲覧又は視聴に適した年齢区分等の審査を行う団体で知事が指定するものが青少年に販売し、譲渡し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませることが適当でないことを認めた図書類であつて、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの
- 5 知事は、前項第3号の規定による指定をしたときは、その団体の名称及び当該団体が表示する方法を告示するものとする。

鳥取県青少年健全育成条例：第16条、第26条

(有害図書類又は有害玩具刃物類の販売等の禁止)

第16条 図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害玩具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させてはならない。

2 前項の規定は、インターネットの利用その他の方法により鳥取県内において前項に規定する行為を行った全ての図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者に適用する。

第6章 罰則

第26条

(略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項、第17条第1項、第21条の2第1項又は第21条の3の規定に違反した者
- (2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害玩具刃物類を除去しなかった者
- (3) 第17条の7第1項又は第2項の規定に違反した者
- (4) 第18条の2の規定に違反した者

(略)

第16条2項は、令和2年改正において、インターネットの利用その他の方法により鳥取県内において有害図書類等の販売等を行ったすべての業者を処罰するために新設された

鳥取県有害図書指定の主な問題点

- ① 法律で禁止されていないにも関わらず、条例によって、有害図書として指定された図書類の青少年への販売等を禁止している
- ② そもそも青少年健全育成という目的と有害図書の販売禁止等の手段との間に関連性が認められるか疑義がある
- ③ 有害図書指定の基準が不明確である
- ④ 一つの自治体の条例が全国・全世界の者のインターネット上の行為を規制してしまっている。
- ⑤ 明らかな不利益処分であるにも関わらず、被処分者の権利利益の保護のための手続がとられていない
⇒ 条例違反では？

三オボックス：「鳥取県に有害図書指定の理由を聞いてみた」

- ① 「会議の開催概要を「議事録」と言い張り、まともな議事録を残していない。」（116頁）
- ② 「東京での指定は影響力が大きくなるため、他県よりは慎重に審議されているようだ（近年はBL本の件で問題となっているが）。なお、指定されると都庁に呼び出され、当該箇所を具体的に指摘される」（117頁）
- ③ 鳥取県は、三オボックスから質問状を送るまで、有害図書指定の理由すら示していない（121頁）



有害図書指定は明らかに「不利益処分」（鳥取県行政手続条例2条6号）に該当すると思われにもかかわらず、県側が条例上の義務を果たしているとは思えない。

- (1) 具体的な処分基準の策定・公表（第12条）
- (2) 弁明の機会の付与（第13条1項2号）
- (3) 不利益処分の理由の提示（第14条）

鳥取県行政手続条例：第2条

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(略)

(6) **不利益処分** 知事等が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(略)

銃・爆発物の製造情報の規制

銃・爆発物の製造情報の規制に関する報道



銃・爆発物の製造情報、SNS事業者に削除要請 警察 庁、23年度から

社会 | 速報

毎日新聞 | 2022/8/30 16:44 (最終更新 8/30 16:44) 1017文字



警察庁や国家公安委員会などが入った中央合同庁舎第2号館＝東京都千代田区で2022年8月25日午後2時38分、北山夏帆撮影

安倍晋三元首相（67）が街頭演説中に銃撃されて死亡した事件を受け、警察庁は来年度から、インターネット上で銃器や爆発物の製造に関する情報が確認された場合、「有害情報」としてネット交流サービス（SNS）などの運営事業者に削除要請する方針を決めた。事件で逮捕された山上徹也容疑者（41）＝殺人容疑で送検＝はネット上の動画を見て銃を手作りしたなどとされ、警察庁は削除要請を通じ、銃や爆発物が自作されることを未然に防ぐ。

人を殺傷するための銃器は、使用することはもちろん、所持することも銃刀法で厳しく規制されている。警察当局はこの規制を通じて拳銃などの流通を抑えてきたが、近年はネット上の情報から拳銃などを自作するケースが増えており、新たな対応を迫られていた。

「近年はネット上の情報から拳銃などを自作するケースが増えており、新たな対応を迫られていた」

今回、警察庁が「有害情報」として削除要請の対象とするのは、3Dプリンターなどを使った銃の設計図や、爆発物の調合方法など。今後、委託事業者向けのガイドラインを改定し、具体的に該当するケースを決める。

警察庁は関連費用を2023年度予算の概算要求に盛り込み、サイバーパトロールを委託している民間事業者の人件費など9700万円を計上した。警察庁の委託によりネット上の違法・有害情報を受け付ける「インターネット・ホットラインセンター」で一般からの通報にも応じる。

銃が自作されるケースは近年相次いでいる。神奈川県警は14年、ネットで入手した情報をもとに拳銃を製造したとして、武器等製造法違反などの疑いで元大学職員の男性を逮捕。18年9月には、3Dプリンターで製造したプラスチック製の拳銃を所持していたとして、当時19歳の男子大学生が銃刀法違反容疑で愛知県警に逮捕されている。

警察庁は06年から拳銃の譲渡や爆発物の製造などを「有害情報」として定め、委託業者を通じて削除要請をしてきたが、件数が少ないことなどを国の行政改革推進会議で指摘され、16年度からは「有害情報」の指定そのものを取りやめていた。だが、17年に神奈川県座間市で9人の遺体が見つかった事件で、SNS上で自殺をほのめかした投稿者を容疑者が誘い出していたことが判明し、自殺勧誘については18年1月から「有害情報」と定め、削除要請するようになっていた。

警察庁の担当者は「16年度当時と比べてネットの利用環境は変わっている。削除要請の取り組みを新たに進めれば、ネット上の環境浄化に貢献できるのではないか」と話している。【松本 惇】

警察庁：
報道内容はおおむね事実。
しかし、左記の件については事実誤認。
※ ネット上の情報から拳銃などを自作するケースが増えているわけではない

安倍元総理の警護の検証及び警備の見直しに関する報告書

3 警護の強化に向けた更なる取組

(1) インターネット上の違法・有害情報対策及び爆発物原料対策

警察庁は、インターネットを通じて、誰もが銃器や爆発物の製造に関する情報を容易に入手できる状況を踏まえ、サイト管理者等に対する削除依頼をはじめとするインターネット上における違法情報・有害情報対策や、爆発物原料を容易に入手できないようにするための対策について、関係省庁・関係機関との連携を図りつつ、推進することとする。

警察庁レク（2022年8月31日）



実施日：2022年8月31日

警察庁：

- 法令の改正は考えていない
- インターネット・ホットラインセンターの運用ガイドラインを改定予定（パブコメにかける）
- 表現の自由や通信の秘密、知る権利、学問の自由などへは最大限配慮する

AV新法

AV新法に関する主な問題

① 契約後1か月の撮影禁止期間（7条）

「出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影は、当該出演者が出演契約書等の交付若しくは提供を受けた日又は説明書面等の交付若しくは提供を受けた日のいずれか遅い日から一月を経過した後でなければ、行ってはならない。」

② 撮影後4か月の公表禁止期間（9条）

「性行為映像制作物の公表は、当該性行為映像制作物に係る全ての撮影が終了した日から四月を経過した後でなければ、行ってはならない」

③ 作品ごとの出演契約（4条）

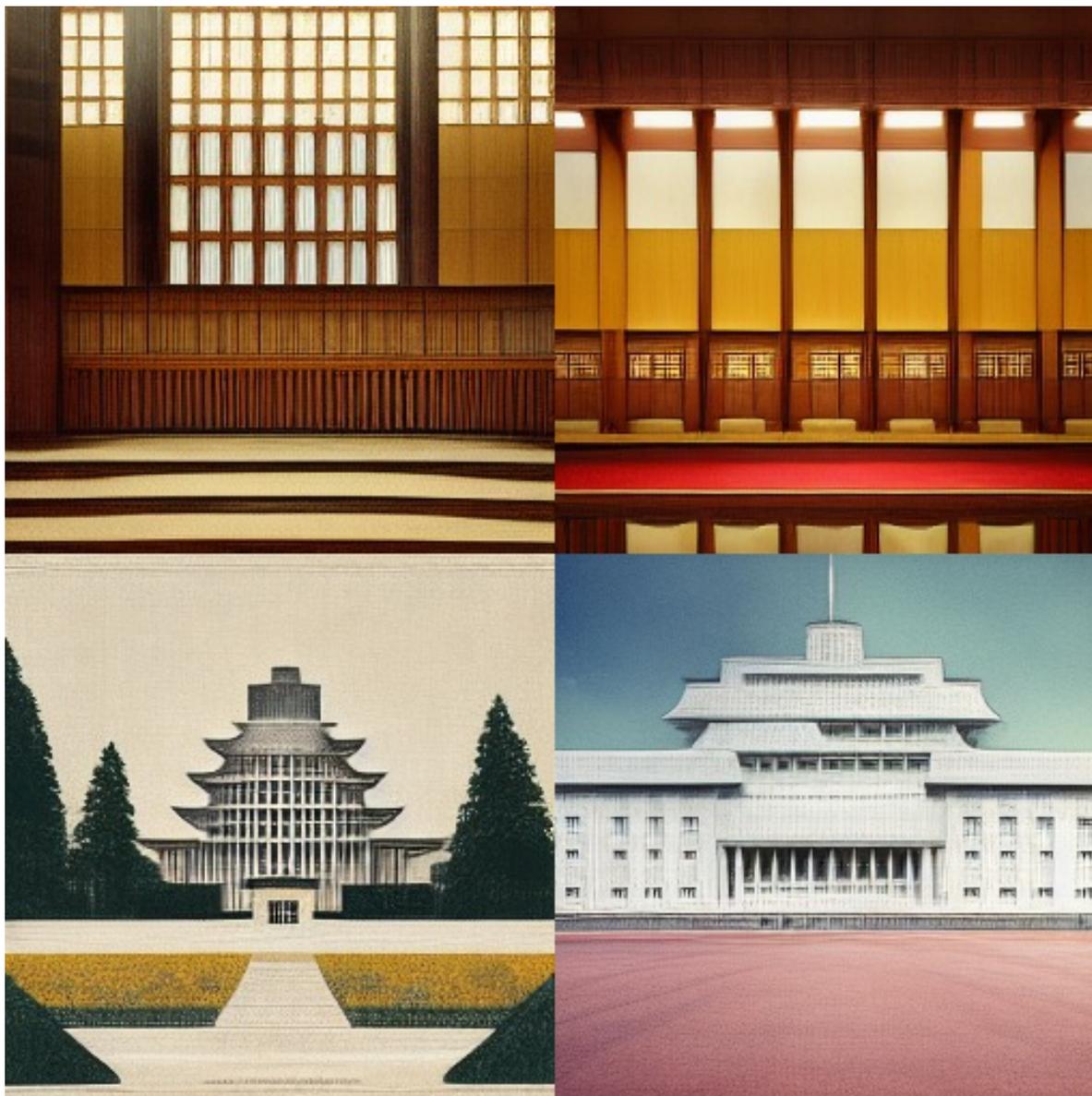
「出演契約は、性行為映像制作物ごとに締結しなければならない。」



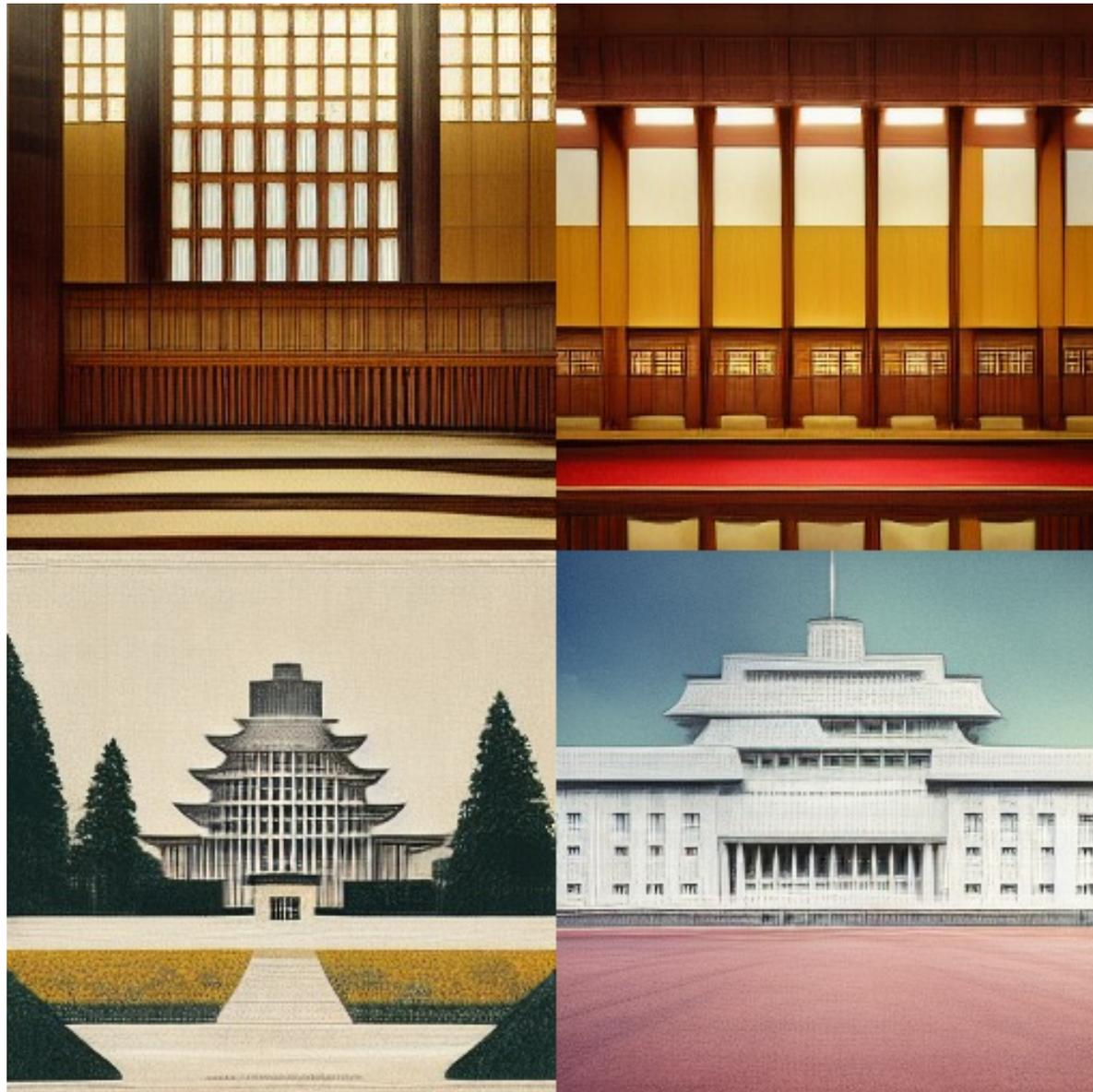
ヒアリング日：2022年8月29日

AIと著作権

この画像は何か？



この画像は何か？ ⇒ Midjourneyで作成したもの（本日）



入力したワード「house of councillors , the national diet of japan , Taro Yamada」

AIイラストメーカー「mimic」ベータ版のリリース

株式会社ラディウス・ファイブ（本社：東京都新宿区、代表取締役：漆原大介、以下 RADIUS5）は、自分のイラストの個性が反映されたイラストを無限に作り出せるAIイラストメーカー「mimic（ミミック）」のベータ版をリリースしました。

▼ 「mimic」

URL : <https://illustmimic.com>



出典：PRTIMES「クリエイティブAIを提供するRADIUS5、クリエイターのためのAIイラストメーカー「mimic」をリリース」
<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000015.000042049.html>

mimicの実施例とそのユーザーの声

(1) 此ノ木よしる様 (https://twitter.com/y_konogi)



画質も綺麗で、特徴を捉えた「誰かによる二次創作」っぽさもあり、とても興味深く拝見させていただきました。多くのイラストレーターさんや漫画家さんが試してみたくなる面白い仕組みだと思います。(此ノ木よしる様の感想)

此ノ木様にはmimicに関する記事をFANBOXで投稿いただいております。

<https://konogi.fanbox.cc/posts/3189570>

出典：PRTIMES「クリエイティブAIを提供するRADIUS5、クリエイターのためのAIイラストメーカー「mimic」をリリース」
[https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000015.000042049.html](https://prt看mes.jp/main/html/rd/p/000000015.000042049.html)

mimic (β) 3つの特徴

mimic (β) 3つの特徴

(1) 最小15枚程度のイラストがあれば生成可能

mimic では、クリエイターにアップロードいただいた15枚以上のイラストから、その人の画風を学習して、そのクリエイター風の独自の新しいイラストを生成します。なお、アップロードする枚数は最小で15枚ですが、枚数が多いほど精度が上がる傾向にあるので、より多くの枚数で学習していただくことを推奨しています。

(2) 2時間程度でAIイラストメーカーができる

イラストをアップロードすると約2時間程度でAIイラストメーカーが出来上がります。ベータ版では、2つのイラストメーカーを無料で提供しており、イラストメーカー1つあたり30枚のイラストを生成することができます。

(3) 生成されたイラストの権利はクリエイターに帰属する

AIは創作活動をする人のためにあるべきという考えの元、mimicで生成されたイラストの著作権はイラストをアップロードしたクリエイターの権利となります。なお、当社のAIによって生成されるため著作権者人格権については当社から移転できませんが、利用規約に定めるように当社は著作権者人格権を行使いたしませんので、イラストをアップロードするクリエイターに権利がある状態になります。

著作権法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 **著作者 著作物を創作する者**をいう。
- 三 (以下略)

(著作者の権利)

第十七条 **著作者**は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「**著作者人格権**」という。）

並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「**著作権**」という。）を享有する。

2 著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該**著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合**には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、**利用することができる**。ただし、**当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない**。

- 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
- 二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合

インボイス問題

インボイス公表サイトの根拠法令

○消費税法

(適格請求書発行事業者の登録等)

第五十七条の二 国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であつて、第五十七条の四第一項に規定する適格請求書の交付をしようとする事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、税務署長の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項本文の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から前項の登録を受けようとするときは、政令で定める日までに、当該申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、遅滞なく、これを審査し、第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、第一項の登録をしなければならない。

4 第一項の登録は、適格請求書発行事業者登録簿に氏名又は名称、登録番号その他の政令で定める事項を登載してするものとする。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

5～6 省略

○消費税法施行令

(適格請求書発行事業者登録簿の登載事項及び公表)

第七十条の五 法第五十七条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名又は名称及び登録番号

二 登録年月日

三 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地

四 法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者以外の国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

2 法第五十七条の二第四項、第九項若しくは第十一項又は第五十七条の三第五項の規定による公表は、インターネットを利用して、利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報を提供する方法により行うものとする。

個人情報保護法上の問題点

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条

- 1 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百六十九条において同じ。）及び独立行政法人等（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、**違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。**

(利用及び提供の制限)

第六十九条 **行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。**

2 (以下略)

副業300万円以下雑所得問題

法令解釈通達の改正（雑所得の例示等）のパブコメ

| | |
|----------------|-----------------------------------|
| カテゴリー | 国税 |
| 案件番号 | 410040064 |
| 定めようとする命令などの題名 | 「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達） |
| 根拠法令条項 | 所得税法第35条 |
| 行政手続法に基づく手続か | 行政手続法に基づく手続 |

| | |
|-------------------|------------------|
| 案の公示日 | 2022年8月1日 |
| 受付開始日時 | 2022年8月1日0時0分 |
| 受付締切日時 | 2022年8月31日23時59分 |
| 意見提出が30日未満の場合その理由 | |

| | |
|-----------------|---|
| 意見募集要領（提出先を含む） | 意見公募要領 PDF |
| 命令などの案 | 【別紙】新旧対照表 PDF |
| 関連資料、その他 | |
| 資料の入手方法 | - |
| 備考 | |
| 問合せ先（所管省庁・部局名等） | 国税庁課税部個人課税課審理第一係 |

新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p><u>(その他雑所得の例示)</u></p> <p>35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、<u>その他雑所得(公的年金等に係る雑所得及び業務に係る雑所得以外の雑所得をいう。)</u>に該当する。</p> <p>(1)～(11) 省 略</p> <p>(12) <u>譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生ずる所得(営利を目的として継続的に行う当該資産の譲渡から生ずる所得及び山林の譲渡による所得を除く。)</u></p> | <p><u>(雑所得の例示)</u></p> <p>35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、<u>雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(11) 同 左</p> <p>(新設)</p> |
| <p><u>(業務に係る雑所得の例示)</u></p> <p>35-2 次に掲げるような所得は、<u>事業所得又は山林所得と認められるものを除き、業務に係る雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(6) 省 略</p> <p>(7) <u>営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得</u></p> <p>(8) 省 略</p> <p><u>(注) 事業所得と業務に係る雑所得の判定は、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定するのであるが、その所得がその者の主たる所得でなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円を超えない場合には、特に反証のない限り、業務に係る雑所得と取り扱って差し支えない。</u></p> | <p><u>(事業から生じたと認められない所得で雑所得に該当するもの)</u></p> <p>35-2 次に掲げるような所得は、<u>事業から生じたと認められるものを除き、雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(6) 同 左</p> <p>(7) <u>不動産の継続的売買による所得</u></p> <p>(8) 同 左</p> |

事業所得と業務に係る雑所得の判定は、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定するのであるが、その**所得がその者の主たる所得でなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円を超えない場合には、特に反証のない限り、業務に係る雑所得と取り扱って差し支えない。**

事業所得と雑所得との違い（国税庁より）

- 事業所得については、
 - ・ 青色申告を選択して税制上の恩典を受けること
 - ・ 純損失について、損益通算・繰越控除の対象とされていること
 - ・ 資産損失や貸倒引当金を必要経費とすること
 - ・ 帳簿を記帳する義務があること
- 業務に係る雑所得については、
 - ・ 青色申告を選択することができないこと
 - ・ 純損失について雑所得内でしか通算できないこと
 - ・ 資産損失について雑所得の範囲内でしか計上できないこと
 - ・ 帳簿を記帳する義務がないこと
- なお、持続化給付金などの補助金の支給については、所管する省庁にお尋ねください。